

第66回臨時会

# 下北地域広域行政事務組合議会会議録

令和4年11月30日

下北地域広域行政事務組合議会

## 下北地域広域行政事務組合議会第66回臨時会会議録

議事日程

令和4年11月30日（水曜日）午後1時30分開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（2）報告第6号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（3）報告第7号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（4）報告第8号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20人）

1番	杉浦弘樹	2番	富岡直哉
3番	佐藤広政	4番	山本留義
5番	東健而	6番	野中貴健
7番	佐々木肇	8番	鎌田ちよ子
9番	白井二郎	10番	吉田安男
11番	竹内勝雄	13番	南川誠一
14番	北館智明	15番	中嶋茂夫
16番	根岸浩則	17番	山口捷夫
18番	大湊敏行	19番	野坂浩二
20番	松本光明	21番	岡崎健吾

欠席議員（1人）

12番	吉田光男
-----	------

説明のため出席した者

管理者	宮下宗一郎	代表者	富岡宏
副管理者	野崎尚文	副管理者	畑中稔朗
副管理者	太田直樹	副管理者	野村秀雄
副管理者	石橋勝大	参与	川西伸二
代査委員	齊藤秀人	事務局長	杉山郷史
事務局理事	吉田真	消防長	畑中輝幸
会計管理者	千代谷賀士子	監査委員	伊藤恭雄
事務局次長	飛内義雄	事務局事務局長	江刺家格
事務局事務副	石橋秀治	消防本部長	澁田剛
消防署長	畑山勝利	東消防署通長	相内真一
事務局総務課長	加藤昭広	消防本部長	葛西毅
事務局総務課長	佐藤大輔		

町村長代理出席者

村道長  
所水  
々下  
六上  
課

豊 作 和 夫

事務局職員出席者

局課幹  
務主  
務括  
務總  
事

村 口 一 也  
長 内 誠

物課幹  
棄設主  
施括  
廢務  
事務  
總任  
主

瀬 川 和 宏  
大 場 達 也

## ◎開会及び開議の宣告

午後 1時30分 開会・開議

○議長（岡崎健吾） ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第66回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は20人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## ◎諸般の報告

○議長（岡崎健吾） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、昨日管理者から、今臨時会に上程される議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について追加の資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎健吾） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番野中貴健議員及び15番中嶋茂議員を指名いたします。

## ◎日程第2 会期の決定

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## ◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算から報告第8号 専決処分した事項の報告についてまでの4件を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました1議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてですが、本案は、下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業について、令和5年度から令和20年度までの債務負担行為を設定するためのものであります。

次に、報告第6号から報告第8号までについてですが、これらは、和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより専決処分したものでありまして、報告第6号及び報告第7号は本年8月19日下北郡東通村大字尻屋字山根地内の県道で発生した自動車

事故、報告第8号は本年5月3日むつ消防署敷地内で発生した自動車損傷事故に係るものであります。

以上をもちまして、上程されました1議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡崎健吾） これで提案理由の説明を終わります。

なお、議員の皆様には事前に議案をお配りしておりますが、議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を除く3報告については議案熟考の時間を設けませんので、ご了承願います。

#### ◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（岡崎健吾） 次は、日程第4 議案審議を行います。

##### ◇議案第15号

○議長（岡崎健吾） まず、議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 議長、議案熟考についてですが、たった今、資料の2枚目を見ました。1週間ほど前に、下行から議会の資料が送付されました。まず、その資料を見たときに、自分はこの資料で、15年間で130億円の債務負担行為の議決を諮るといことでありますけれども、とても理解ができませんでした。というのは、年間8億円の内容も

全然明記されておられません。今この資料が出ましたけれども、こういう形で下行の議会で諮っているのですか。下行は、申合せにより、議案熟考は設けておられません。今日配布した資料で、このまま議案第15号を諮るんですか。その辺の判断を議長特権として認めますけれど、その辺のことを考えてぜひ進行をお願いします。

○議長（岡崎健吾） ただいま山本議員からお話がありましたとおり、下行議会はこれまで議案熟考の時間は設けたことがありません。ただ、本日追加資料の提出があったことから、より議案の熟考をするためにも、議長判断で熟考時間を設けたものであります。山本議員には、これについてご理解をいただければと思います。

4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 議長が、先ほどの話の中では、議案第15号以外のものについては議案熟考を設けません、それですぐ議題に入ろうとしましたが、その後議案熟考を設けるといことになるのですか。その辺のことを。

○議長（岡崎健吾） これから議案第15号について、事務局長から説明をさせます。その後に熟考時間を設けて、その後会議を再開する、そういう予定でおります。

4番山本留義議員。

○4番（山本留義） では、この資料、今日出した資料はいつできたのですか。できれば、できた段階で、議員の皆様におわびしながら届けるのが普通ではないですか。この下行の議会で、私は議長のそういう権限とか、そういうのは認めています。でも、私どもの下行には議案熟考はないのです。それをあえて岡崎議長の中で行うのか。本当に議長、今まで私もこの下行に25年間いますけれども、そういう形で進めていいのかどうか。例えば議長の判断、議長が判断してください、下行でこの今日出した資料がいつできたのか、まず話しなが

ら、その辺を説明して、理解させてください。

- 議長（岡崎健吾） 資料につきましては、昨日の夕方に行方議会の事務局のほうに提出がありました。今山本議員からご指摘があったように、確かにこれまで議案熟考の時間は設けておりませんでした。ただ、予算的にも非常に大きな額の予算であります。ですから、議員の皆様により深く理解をいただいたほうがよろしいのではないかと思います、あえて下行議会では初めてですが、議案熟考の時間を設けたところでもあります。

4番山本留義議員。

- 4番（山本留義） できれば、議運がありますから、少なくとも議運で諮って、今日の議事の進め方を決めてほしいなと思います。
- 議長（岡崎健吾） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時08分

- 議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、山本議員から出されました議事進行について議会運営委員会で協議した結果、事務局から説明を受けた後、10分間の議案熟考の時間を設けることとなりましたので、ご報告いたします。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許可します。

管理者。

- 管理者（宮下宗一郎） 議長のお許しを得て、今のことについて少し説明をさせていただきます。

あの、正直驚いているというのが実感でありまして、そもそも議案第15号につきまして、私たちといたしましては、数か月間かけて提案の内容ということについては相当妥当性を持って何ら問題のない議案として提案をさせていただいておりま

す。むしろ今考えられるベストの提案であると言っても過言ではないと思います。具体的な内容につきましては、この後事務局長から説明をさせていただきます。

今回ですね、私が事務局に指示について組織力を踏まえて説明をさせていただきますと、今回は130億円という、見かけ上は15年分ですが、大きな債務負担行為の予算になります。したがって町村長である副管理者の皆様には、しっかりと説明をするようにと指示をしておりました。また、令和2年8月の時点から若干額が増額になっているということもあって、町村の財政に大きく影響するということもありますので、額の増額についてはしっかりと説明するようにと指示をしています。その過程の中で、数か月前に指示をしたつもりだったのですが、実際議会が始まる2週間程度前に改めて確認をしたところ、各市町村の担当者だけにしか説明をしておらず、担当者からそれぞれの町村長に説明はしているはずだという話だったので、それじゃ駄目だと。直接町村長の皆様に一人ひとり当たって説明をしてほしい。それに当たっては、資料を作成し、その資料を持って説明をしてくださいという指示をしていました。

こうしたもともとの経緯があって資料を作るのであれば議会でも丁寧に資料に基づいて説明するべきではないかというようなことを事務局に指示をし、これまでは確かに下行の議会の中でこうした説明はなされなかったかもしれませんが、あるいは議案熟考の時間も設けられなかったかもしれませんが、こうした前例というよりはむしろ新しいことが、あるいは額が大きいこと、そして市町村の財政に大きな影響があること、そして市町村から選出されている議員の皆様が各議会に戻って、各議会に対して説明責任があると思いますので、そうした観点からしっかりと資料を作って説明を尽くすべきだという判断がありまして、今回

このような形で資料を作成して、前例にはないかもしれませんが、説明のご機会をいただいたということでもあります。

ですから、どちらかという和我々としては皆様に対して本議案を丁寧にご説明させていただきたいという趣旨の中で、今回説明の時間を設けていただき、あるいは議案熟考をどうするかは議会のご判断によると思いますけれども、そういう形で提案をさせていただいておりますので、その点については議員の皆様にもご理解をいただきたいと思います。

また、そうした内容が、なかなか届かなかったと、そしてある意味議事進行がかかって議会を中断するという事態に至ってしまったということについては、私どもも議員の皆様への事前の説明が足りなかったということであろうと思いますので、その点については私から深くおわび申し上げます。

この後、事務局長から議案第15号の説明をさせていただきます。

○議長（岡崎健吾） これで、管理者の発言を終わります。

それでは、議案第15号 令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

質疑に入る前に、本補正予算は、下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業に係る130億6,470万円の債務負担行為を設定するためのものであります。より慎重な議案審議を行うためにも、事務局に対して、議案第15号資料の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（杉山郷史） 本日提出いたしました追加資料につきましては、大変提出が遅くなり、申し訳ありませんでした。

それでは、ご説明いたします。現在組合では、令和6年4月の供用開始に向けた新ごみ処理施設

の建設を進めているところであります。当施設の運営・維持管理業務につきましては、長期包括委託とし、令和5年6月の契約締結日を目指すため、本年12月上旬に入札公告を実施する予定としております。入札公告におきましては、事業費の設定が必要となりますが、現状の社会情勢等も反映させるため、民間事業者に見積り依頼を行い、9月末に提出された見積書類等を参考に事業費を算定しております。この事業費に基づき、本臨時会に債務負担行為の設定を提案するものであります。

なお、補正案をご審議いただく前にお時間を頂戴し、下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業の概要説明をさせていただきます。下北地域新ごみ処理施設長期包括運営事業の概要についてであります。議案第15号の資料の1ページ目を御覧願います。対象施設は、ごみ焼却施設リサイクルプラザ及び関連施設として管理棟、計量棟、大型鳥獣用焼却炉、洗車場等としております。

次に、事業範囲は、対象施設の運営・維持管理業務としております。

次に、事業期間は、事業契約締結日、これは令和5年6月末を予定しておりますが、その契約締結日の翌日から令和6年3月31日までを事業準備期間としております。なお、事業準備期間につきましては、決定した運営事業者が本施設の運転等の教育を建設事業者から受けるとともに、円滑に本事業を開始する体制を整えるための期間であり、9か月としております。

また、実際に施設の運営を行う期間が令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間としております。

事業期間を15年とした根拠につきましては、まず新施設では30年間にわたって使用することを目標としており、ごみ処理施設におけるプラント設備のおおよその耐用年数が15年から20年とされていることから、15年を超えると故障リスクが高ま

り、運営費が高くなる傾向があることから、1期目の運営期間を15年で区切り、2期目の発注と同時期に基幹的設備改良工事をすることで、2期目の運営費を抑制することができるものと考え、事業期間を15年としております。

次に、事業方式は、長期包括運営委託方式で、事業者選定方法は総合評価一般競争入札方式としています。この入札方式は、価格だけではなく、運営に係る質や内容も評価し、全体的な内容が優れている事業者を落札業者として選定するとしております。

次に、予定価格は事後公表といたします。

なお、先ほども申しましたとおり、本入札につきましては、総合評価一般競争入札方式を採用することから、学識経験者2名を含む下北地域新ごみ処理施設運営事業者選定委員会を設置し、専門的かつ技術的な知見に基づく審査及び検討を行うこととしており、委員の構成は資料に記載のとおりとしております。

また、その他といたしまして、電気料金は委託料に含めず、別途精算払いとすることとしております。

次に、対象施設の概要についてであります。こちらは新ごみ処理施設整備事業建設工事の発注時と同じ内容となっておりますことから、説明は割愛させていただきます。

次に、事業予算についてであります。新ごみ処理施設長期包括運営事業費として、令和5年度から令和20年度の間、債務負担行為設定額130億6,470万円を計上しております。なお、本日お手元に追加資料をお配りしていただいております。

なお、事業費の算定に当たりましては、民間事業者から提出していただいた見積書類等を参考として、発注支援を委託しているコンサルタントの意見も加味しながら積算しております。

次に、運営事業者選定スケジュールについてで

ありますが、去る11月10日に第1回の実業者選定委員会を開催済みでありまして、本日の臨時会で補正予算をご議決いただければ、12月上旬に入札公告を行い、年明けの1月中旬に入札参加表明書及び入札参加資格審査申請書の受付期限、3月上旬に入札提案書類の受付期限、4月中旬に第2回事業者選定委員会を開催し、4月下旬の第3回事業者選定委員会で最優秀提案者が選定され、落札者を決定し、その後5月上旬に基本協定の締結をし、6月末までに事業契約の締結を決定する予定としております。

運営事業者の選定に当たりましては、落札者決定基準に基づいて、安全性、経済性、地域貢献に関する審査項目の重要度を高く設定し、これらについての優れた提案は高得点を得られるようにしております。

次に、資料の2枚目の構成市町村負担金試算についてであります。補正予算に計上させていただきました新ごみ処理施設長期包括運営事業費130億6,470万円を準備期間と事業期間15年で割り返し、令和4年度の各市町村の負担割合により案分したおおよその年度当たりの負担金額が記載されております。なお、新ごみ運営費が運営事業費、新ごみ電気料が別途支払いとなる電気料金となっております。

最後に、本日追加提出いたしました議案第15号の資料(2)を御覧願います。中段の1年当たりの委託料の主な内容といたしましては、点検検査費、補修費、分析測定費などの点検・補修費として約3億7,000万円、人件費として同じく約3億7,000万円、上水道費、燃料費、薬品購入費などの用役費として約8,000万円、事務費、保険料などのその他経費として約5,000万円となっております。

また、令和2年度では運営委託費を年6億6,800万円としておりましたが、今回の年間8億

6,200万円まで高騰した理由といたしましては、令和2年度当時の運営委託費につきましては積み上げによる積算ではなく、県内ごみ処理施設の1トン当たりの処理単価の平均価格に新ごみ処理施設の処理能力である86トンと稼働日数である292日を乗じ、6億6,800万円としておりました。これは、あくまでもおおよその金額でありまして、新施設においても委託費につきましては参考見積りを徴収し、精査した結果でありますので、単純に比較することはできませんが、現在の社会情勢も踏まえまして人件費、資機材等の価格上昇が要因として挙げられるものだと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（岡崎健吾） これで事務局からの説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午後2時40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時40分

○議長（岡崎健吾） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第15号の質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

2番富岡直哉議員。

○2番（富岡直哉） 1点、年間の市町村の負担割合のところについて質疑させていただきます。

資料によりますと、令和6年度から令和20年度までの15年間、大間町、東通村0.77億円ということでございますけれども、この間特に大間町さん、そして東通村さんにおきましては原発の関係がより大きく関わってくるものと認識をしております。また、人口変動に伴い、処理量という部分も

大きく関わってくると思っておりますけれども、この市町村の年間の負担の考え方についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） 富岡議員のご質問にお答えします。

まず、基本割というものがございまして、あとは人口割というものがございまして、そちらの割合で負担していただくという形、あとはごみの搬入量に応じた搬入割という形での負担となります。

○議長（岡崎健吾） 2番富岡直哉議員。

○2番（富岡直哉） 今私が質問した内容といたしましては、15年間ということで、変動が起きた場合の対応というようなところはどのような取扱いになるのかということをお聞きした次第です。お願いいたします。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） これは、毎年度変動しますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（岡崎健吾） これで富岡直哉議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

6番野中貴健議員。

○6番（野中貴健） 令和6年度からの15年契約となるのですけれども、電気料金も設定されていまして、こちらは今電気料金が高騰しておるのですけれども、積算したこの設定金額というのはいつ頃に設定した金額なのかというのを1点と、先ほど富岡議員からもあったかもしれませんが、これからはもしかすると電気料金が上がるかもしれない、下がるかもしれないです。その中で、それを一定した金額で推移するのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） お

答えいたします。

年間9,348万円を見込んでおりますけれども、まずこの金額を設定した時期ですが、今年度の10月を基準に考えております。このまま平均からして推移していくものと考えておりますので、この金額を計上しております。

あと、値上がりの分も考慮して9,348万円としておりますので、これ以上かかることはないと思定しております。

○議長（岡崎健吾） 6番野中貴健議員。

○6番（野中貴健） ご説明ありがとうございます。値上がりのほうも設定して積算しているということですが、これから世界情勢がどうなるかは分かりませんが、今後だからこそ電気料金何か下がるかもしれない。そうなった場合は減額する予定もあるのかどうか、1点お願いします。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） こちらの電気料に関しましては、組合で支払うするという形になっておりますので、減額変更ということにはなりません。ただ、構成市町村さんの負担金が減るといった形になります。

○議長（岡崎健吾） これで野中貴健議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 同僚の議員から電気料金、さっき出しましたが、新ごみ処理施設は余熱利用、発電の機械があると思うのですが、年間大体9,350万円かかりますけれども、その割合はどのくらいになるのか。工場内で使う電気量だとどのくらい使うのですか。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） 山本議員のご質問にお答えいたします。

新ごみ処理施設の自家発電により、新ごみ処理

施設自体の90%程度は自家発電により賄えることとなります。残りの10%程度は買電するという形になります。特に冬期間のロードヒーティングを使用する時期になりますと、かなりの買電量になるという形になります。

以上です。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。

○4番（山本留義） 施設の9割を自家発電で賄う、それ以外に年間9,350万かかるということは、年間10億もかかるということですか。

○議長（岡崎健吾） 事務局副理事廃棄物施設課長。

○事務局副理事廃棄物施設課長（江刺家 格） 自家発電を行わずに全電気を購入するという形になりますと、10億円程度かかるという形になります。

○議長（岡崎健吾） 4番山本留義議員。これで3回目以上になりますので、ご了承願います。

○4番（山本留義） 10億円もかかるということは、管理者、ということなのですか。

○議長（岡崎健吾） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 何か説明に誤解があるような感じになっておりますけれども、10億円かかっていない。もともと10億円程度かかるというところを、自家発電によって賄うことによって1億円程度にするというのは、この施設を当初設計していたときから私たちが考えていたことで、結果的に発電量というか、自家発電によって9割も電気量が節約できるというのは、基本的に多分ふさわしいことだというふうに思っておりますので、それはもともと設計していたときからまずそういうお話はあり、今回ストーカ炉で電気代を節減しながらやるという方針になったというふうに思っておりますので、できればこの1億円というふうに、9,300万円になっておりますけれども、できればこの自家発電というものをしっかり使って、ロスのないように使って、これもできる限り続けられるように今後事業者をしっかり努めていただきたい

というふうに考えています。

以上です。

○議長（岡崎健吾） これで山本留義議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で議案第15号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第6号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第6号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第7号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第7号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第8号

○議長（岡崎健吾） 次に、報告第8号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡崎健吾） 質疑なしと認めます。以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（岡崎健吾） これで本臨時会に付議された事件は、全て議了いたしました。

以上で下北地域広域行政事務組合議会第66回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時51分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 岡 崎 健 吾

下北地域広域行政事務組合議会議員 野 中 貴 健

下北地域広域行政事務組合議会議員 中 嶋 茂

# 参 考 资 料

下北地域広域行政事務組合議会第66回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 1 月 3 0 日	水	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程、提案理由の説明 第 4 議案審議（質疑、討論、採決） 閉 会

## 議 案 等 一 覧 表

(管理者提出議案)

議案番号等	件 名	議決月日	審議結果
15	令和4年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	11月30日	原案可決
報告6	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	11月30日	報 告
報告7	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	11月30日	報 告
報告8	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	11月30日	報 告